

答 申 の 概 要

件名	自己の子の高校入試における受検配慮に関する文書に係る部分開示決定に対する審査請求		
本件保有個人情報	「教育長への報告」		
主な不開示理由	法第 78 条第 1 項第 7 号（事務の適正な遂行に支障を及ぼす）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和 6 年 1 月 4 日	答申年月日	令和 7 年 9 月 26 日
主な論点	実施機関がなお不開示を維持するとした箇所は、法第 78 条第 1 項第 7 号が規定する不開示情報に該当するか。		
審査会の結論 静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、別記 2 に掲げる不開示箇所について、なお不開示を維持するべきであるという判断は、妥当である。 審査会の判断 審査請求人は、本件保有個人情報の全部の開示を求めている。 当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、改めて検討した結果、別記 1 に掲げる不開示箇所のうち、別記 2 に掲げる不開示箇所（以下「不開示維持部分」という。）を除き開示としていることから、以下、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。 (1) 本件保有個人情報について 本件保有個人情報は、●●市教育委員会（以下「市教委」という。）が作成した本資料（本件保有個人情報の 2 頁目以降）に、実施機関が表紙や書込みを加えたものであり、入学者選抜における配慮等の要望についての検討や、他都府県における現状等が記載されている。また、実施機関によれば、本件保有個人情報は、後に市教委と実施機関とで公立高等学校入学者選抜制度について協議及び分析検討を行うことを前提として作成された文書の一部であるとのことである。 (2) 不開示維持部分の不開示情報該当性について 当審査会事務局職員をして確認させたところ、不開示維持部分についての実施機関の説明は以下のとおりである。 ア 不開示維持部分には、他県から得た情報を踏まえ、市教委と実施機関とで公立高等学校入学者選抜制度について協議及び分析検討を行うことを前提とした市教委の評価や考察が記載されている。 イ 仮にこのような情報を開示するとした場合、今後、関係者が率直な意見の交換ができなくなり、実施機関における公立高等学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 当審査会において不開示維持部分を見分したところ、当該箇所には、文書作成者（市教委）による、他都府県における公立高等学校入学者選抜制度に対する評価や考察が記載されていることが認められた。 仮に収集した情報に対する評価や考察など、文書作成者の主観に左右される記述が開示されたとした場合、今後、同様の協議において、関係者が意見や考察を述べることを差し控え、率直な意見の交換ができなくなるおそれがあるとの実施機関の説明は否定し難く、市教委と協議の上で行う公立高等学校入学者選抜制度の事務に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。 よって、不開示維持部分については、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する不開示情報であると認められ、不開示とすることが妥当である。 (3) 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、子の受検上の配慮を決定した根拠を示す文書である本件保有個人情報については、全てを明らかにすべきであると主張している。審査請求人の述べるとおり、受検者が求めた事項について、実施機関がどういった理由で可否を判断したかという説明を行うことは一般に期待されるものであるが、当該説明は、必ずしも本件保有個人情報の不開示維持部分を開示した上で行わなければならない性質のものではなく、異なる手段によりその目的が達成されることも考えられることから、審査請求人の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。			

別記1 追加開示決定後の不開示箇所

頁	不開示箇所
3 頁目	・ 22 行目 24 文字目から末尾 ・ 23 行目から 31 行目
4 頁目	・ 8 行目から 10 行目 ・ 8 行目右の手書き部分 ・ 18 行目から 27 行目及び 26 行目右側手書き部分
5 頁目	・ 4 行目から 6 行目 ・ 9 行目から 17 行目 ・ 22 行目右の手書き部分 ・ 23 行目から 35 行目及び右の手書き部分
6 頁目	・ 1 行目から 11 行目
7 頁目	・ 1 行目 1 文字目から 2 文字目 ・ 2 行目から 18 行目

別記2 不開示維持部分

頁	不開示箇所
3 頁目	・ 27 行目 24 文字目から末尾 ・ 28 行目 ・ 29 行目 34 文字目から末尾 ・ 30 行目 ・ 31 行目
4 頁目	・ 9 行目 28 文字目から末尾 ・ 10 行目 ・ 22 行目 13 文字目から末尾 ・ 23 行目
5 頁目	・ 12 行目 13 文字目から末尾 ・ 13 行目 ・ 29 行目 13 文字目から末尾 ・ 30 行目
6 頁目	・ 3 行目 2 文字目から末尾